

「当面の建築基準法改正に関する検討素材」について

本資料は、平成 22 年 1 月 14 日国土交通省住宅局幹部と建築学会建築法制委員会メンバーとが意見交換を行った際、提示したものである。この意見交換に至った経緯は以下の通りである。

前年の秋口に国土交通大臣が建築基準法に関して「迅速化、簡素化、厳罰化」を事務当局に指示し、それに沿って国交省は各方面からの意見を聞く作業を始めた。こうした状況の中で、かねて法改正について提言等を行ってきた建築学会建築法制委員会としては、当面優先的に行われるべき制度改革のあり方について、政策当局と意見交換する必要があると判断し、委員会の中で急ぎ取りまとめた。

取りまとめの視点は、当面のテーマである「法の執行のあり方」に的を絞り、具体的には、建築基準法の単体規定と集団規定の性格の違いに着目した執行体制のあり方に関して、理念的提案と言うよりは実施可能性も考慮した提案とした。

当面の建築基準法改正に関する検討素材
(単体規定と集団規定の分離をテーマとして)

日本建築学会建築法制委員会

委員長 柳沢厚

当委員会では、建築基準法のあり方について、2003年より数度の提言を行ってきました。本素材は、それらの蓄積を踏まえ現下の課題である法の円滑・適正な執行という観点からの重点テーマと考えられる事項について取りまとめたものです。

できるだけ早い時期に、建築基準法の改正により、以下の事項が実現することを目指して、検討を行うべきと考えます。

- ① 集団規定を単体規定から分離し、その執行に関する事務は市町村に属することとする。ただし、事務の執行が困難な市町村については、協議により都道府県が執行できるものとする。
- ② 集団規定は、「建築主事又は指定確認検査機関による確認・検査」ではなく、「市町村長による認定・検査」(都道府県が執行する場合は「都道府県知事の認定・検査」)によるものとする。
- ③ 単体規定の執行に関する事務は都道府県に属するとした上で、確認・検査業務については実質的に指定確認検査機関に委ねることとする。また、指定確認検査機関の指揮監督権限及び指定権限は都道府県知事が有することとする。
- ④ 都道府県に属する単体規定に関する事務のうち、法第12条の報告・検査等、第9条の違反建築物に対する措置等確認・検査業務以外のものについては、従前特定行政庁であった市町においては、都道府県との協議により当該市町が行うことができるものとする。

- ・ 現行建築基準法は単体規定と集団規定を一体として執行する形をとっているが、この両者はその性格において本質的に異なるものである。単体規定の基準は、国の経済力・技術力等を背景に建築物の安全性等の水準をその時代の価値観に照らして定めるものであり、自治体の政策意思が反映する余地は小さい。単体規定の建築産業政策面の役割を考慮すれば、むしろ技術基準の内容及び執行が全国共通であることのメリットが大きい。
- ・ 一方、集団規定は、歴史的な市街地形成の経緯等を踏まえ、市街地環境のあり方について当該地

域の価値観に照らして定められるものであり、自治体の政策意思が直接的に反映されるべきものである。現行法では、その政策意思は都市計画決定や特定行政庁判断として基準設定段階でそれなりに反映できる仕組みが採用されている。しかし、基準の中には判断を要する内容（例えば、新規用途の取扱い、「その他これらに類するもの」の判断、意図的に操作された地盤の取扱い、「一の建築物」の判断、等々）が多様に含まれているにも拘らず、それらの判断は「確認制度」の下では全国一律の画一的解釈によることが建前であり、現地の土地柄の特性や市民の常識を踏まえた判断をすることが許されない。

- ・ 集団規定では基準設定段階のみならずその執行段階においても、判断を要する部分について、自治体が責任を持って判断する仕組みに転換することに合理性がある。また、これについては、裁量性の伴わないことを前提とする「建築確認」とは異なる行為によることが適当であり、かつ、地域横断的に業務を実施する指定確認検査機関に委ねることは避けるべきである。
- ・ さらに、確認・検査業務に関するマンパワーという面から見ても、年々高度化・専門化の度合いを強める単体規定関連の技術に関して、自治体職員は一部の例外を除いて追従が困難になってきており、公務員人事のあり方から見て将来的にもその状態を改善することは期待薄である。
- ・ 従って、単体規定に関する確認・検査については、その法的な権限は都道府県の建築主事が有することとしつつ、実際の実施は、指定確認検査機関が行うような運用とすることにより、これら業務の円滑・適正な執行を図ることが望ましい。一方で、そのような問題がなく、各地域の実情に応じた運用を行うべき集団規定に関しては、原則として、市町村にその執行を委ねるべきである。

以上のような理由から、集団規定は原則として市町村へ、単体規定は原則として都道府県へと業務責任を区分することを基本とした冒頭の①～④のような改正が法のより円滑・適正な執行のため必要であり、可及的速やかな実施が強く求められていると考える。

<補足1>「認定」について

「認定」は、申請側が必要な要件を満たしていれば行政庁は認定しなければならないものであり、「許可」のように「禁止を前提とした解除」ではない(認定には要件裁量はあるが効果裁量はない)。最近の立法例では景観法 64 条(景観地区内の計画の認定)がある。

「認定」とした場合、行政の裁量性が前面に出て自治体の現場職員が厳しい場面に建たされる可能性が「確認」に比べて大きくなることはあり得る。これに対する対応として、市町村長が個々の事案の認定に際して、「必要に応じて建築審査会の意見を聞くことができる」といった仕組みを適用することが望ましい。

なお、集団規定については、「許可制」への移行や協議調整方式の導入、建築基準法からの分離を求める意見もあるが、今回は、速やかに実現を目指すべき内容としたことから、建築基準法の枠内での認定制を採用することとした。

<補足2>関連して細部を検討すべき課題

- ① 現行の基準では、集団規定的な性格を有する法第 22 条の規定等が単体規定として定められている。一方で、防火地域内等の建築物の防火関連規定等、単体規定的な技術的審査を要する規定が集団規定において定められている。これらの取扱いをどうすべきか。
- ② 現行の仕組みでは確認・検査について民間確認検査機関がワンストップ機能を有しているが、単体規定と集団規定とを分離した場合、その利便性が損なわれる可能性がある。この問題にどう対処すべきか。